

地域未来創造総合補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣 旨

近年の急速な社会情勢の変化を踏まえ、既存ストックの有効活用による地域活性化を図るため、補助対象財産の財産処分の弾力化措置の実施が求められている。

そこで、補助対象財産の財産処分に係る承認基準を明確にするため、大分県補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）第19条の規定に基づく財産処分の知事等の承認基準を定めることとする。

第2 定 義

この承認基準において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 1 この承認基準において「補助事業者等」とは、交付規則第2条第3項で定める者をいう。
- 2 この承認基準において「補助対象財産」とは、交付規則第19条1号から6号までに掲げる財産（債権及び基金を除く）をいう。
- 3 この承認基準において「処分制限期間」とは、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間をいう。
- 4 この承認基準において「財産処分」とは、以下に掲げるものをいう。
 - 転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
 - 譲渡：補助対象財産の所有者の変更
 - 交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換
 - 貸付：補助対象の所有者の変更を伴わない使用者の変更
 - 担保：補助対象財産に対する抵当権の設定
 - 取壊し：補助対象財産（施設）の使用を止め、取り壊すこと。
 - 廃棄：補助対象財産（設備）の使用を止め、廃棄処分をすること。
- 5 この承認基準において「知事等」とは、知事または振興局長のうち、当該補助対象財産に係る補助事業の交付決定を行った者とする。
- 6 この承認基準において「残存簿価」とは、法定耐用年数に基づき減価償却した後に残る金銭的価値をいい、定額法を用いて計算したものとする。ただし、地域未来創造総合補助金交付要綱第6条第1項第8号に定める事項については、定率法を用いるものとする。

第3 地方公共団体が所有する補助対象財産に係る承認申請等

補助対象財産の所有者が地方公共団体であり、財産処分をしようとするときは、総務部長通知「市町村に対する補助金等に係る財産処分承認基準について」（平成21年3月31日付け市振第2194号）によるものとする。

第4 地方公共団体以外の者が所有する補助対象財産に係る承認申請等

補助対象財産の所有者が地方公共団体以外の者であり、処分制限期間内に財産処分をしようとするときは、補助事業者等は、財産処分承認申請書（別紙様式第1号）により、知

事等に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、国庫補助金等に併せて交付される県補助金等については、当該補助金等の所管省庁の財産処分等の承認基準を準用する。

- 2 補助事業者等は、前項の承認を受けるとき、適正な対価でなされる有償による財産処分については、処分する部分の残存簿価に対する補助金相当額又は当該部分の財産処分により発生する収益に対する補助金相当額のいずれか高い金額を県に納付するものとする。

なお、無償の財産処分については、処分する部分の残存簿価に対する補助金相当額を県に納付するものとする。

また、期限を限定した有償貸付にあっては、当該貸付期間における残存簿価の減少額に対する補助金相当額又は当該部分の財産処分により発生する収益に対する補助金相当額のいずれか高い金額を県に納付するものとする。

なお、期限を限定した無償貸付にあっては、当該貸付期間における残存簿価の減少額に対する補助金相当額を県に納付するものとする。

- 3 上記2に関わらず、次の事項のいずれかに該当する財産処分については、県への納付を要さないものとする。

(1) 災害もしくは火災により使用できなくなった建物等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある建物等の取壊し又は廃棄

(2) 経過年数が10年以上である建物等又は機械器具等に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に他の事業に使用する場合であって、知事等が適当であると個別に認めるもの

イ 交換により得る建築物又は機械器具等において他の事業を行う場合であって、知事等が適当であると個別に認めるもの

ウ 他の事業で使用する建物等を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）であって、知事等が適当であると個別に認めるもの

エ 県を除く地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

(3) 県への無償譲渡又は無償貸付

(4) 経過年数が10年未満である建物又は機械器具等に係る財産処分であって、上記(2)アからエまでに該当するものであり、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、知事等が適当であると個別に認めるもの（合併市町村基本計画に基づくものを含む。）

(5) 同一事業を10年以上継続する者への無償譲渡又は無償貸付

(6) 次に該当する取壊し等

ア 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等（相当の補償をえているもの、代替施設を整備しない場合を除く。）

イ 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

- 4 上記3のうち、(2)アまたはイ、(4)((2)アまたはイに該当するものに限る。)、及び(5)の場合には、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、知事等の承認を受けないで当該建物又は機械器具等（交換の場合には、交換により得た建物等又は機械

器具等）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

また、譲渡または貸付を受ける者は、確認書（別記様式第2号）を知事等へ提出するものとする。

- 5 再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、本基準の他の規定に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数と見なす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続きについては、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

第5 承認

振興局長が財産処分の承認を行うときは財産処分承認通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

附 則

本基準は、令和7年4月1日から適用する。

財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

大分県〇〇振興局 〇〇 〇〇 殿

補助事業者

住 所

名 称

代表者名

〇〇年度地域未来創造総合補助金により取得した（又は効用の増加した）財産について、大分県補助金等交付規則第19条の規定に基づき、下記のとおり処分したいので、地域未来創造総合補助金等に係る財産処分承認基準第4第1項の規定により、承認申請します。

記

1 処分の理由及び今後の利用方法等

（1）処分を行う理由

（2）今後の利用方法（処分区分）

※貸付の場合は借り主の具体的な財産管理の方法について記載すること。

（3）処分に対する補助事業者の意見（間接補助事業等の場合に限る。）

2 処分の対象財産

（1）事業実施主体

（2）財産の名称、補助事業名、所在地、型式、数量

（3）事業費、補助対象経費、補助金額、補助率

（4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

（5）現況図面又は写真（添付）

3 当該補助対象財産等に係る需要への対応状況

4 処分予定年月日

5 その他参考資料

確認書

番 号
年 月 日

大分県〇〇振興局 〇〇 〇〇 殿

住 所
名 称
代表者名

〇〇年度地域未来創造総合補助金により取得された（又は効用の増加した）下記に示す財産について、補助事業者である〇〇 〇〇より譲渡（又は貸付）を受けたいので、財産処分に係る承認をされるようお願いします。

なお、財産の譲渡（又は貸付）を受けた後は、適切に管理を行うとともに、地域未来創造総合補助金等に係る財産処分承認基準を遵守します。

記

対象財産

- （1）事業実施主体
- （2）財産の名称、補助事業名、所在地、型式、数量
- （3）事業費、補助対象経費、補助金額、補助率
- （4）耐用年数（処分制限期間）、経過年数

財産処分承認通知書

文書整理番号

年 月 日

補助事業者名称

代表者名

殿

大分県〇〇振興局長

年 月 日付けで財産処分承認申請のあった財産について、財産処分を承認しますので、地域未来創造総合補助金等に係る財産処分承認基準第6の規定により通知します。

※補助金の返還を要する場合は、補助金交付決定の（取り消し/一部取り消し）を別途通知すること。